貨物軽自動車運送事業(軽貨物)を新たに始めるには (大阪府内に営業所をおく場合)

大阪運輸支局輸送部門での手続き

必要な書類

- ①貨物軽自動車運送事業経営届出書 様式1
- ②運賃料金設定届出書
- ③運賃料金表 (見本を参考にご自身で作成ください)
- ④事業用自動車連絡書 1両につき1枚
- ⑤使用しようとする自動車の車検証の写し (新車の場合は完成検査証の写し)

正本・控え の<mark>2部提出</mark> (控えはコピーで可)

軽二輪の場合は車検 証に替えて届出済証

大阪運輸支局 輸送部門 Tel 072-822-6733

事業用自動車連絡書の発行



軽二輪

小型二輪

での手続き軽自動車検査協

連絡書の発行を受けた後は、

使用の本拠地(営業所)を管轄する<mark>軽自動車検査協会</mark>での手続き になります。

必要な書類等は、下記までお問い合わせください。

その際**連絡書は必ず必要**となります。

での手続き

連絡書の発行を受けた後は、使用の本拠地(営業所)を管轄する 登録部門での手続きになります。 必要な書類等は、下記までお問い 合わせください。

その際**連絡書は必ず必要**となり ます。

軽自動車検査協会

高槻支所 (<mark>大阪</mark>ナンバー) 050-3816-1841

登録部門

大阪運輸支局登録部門 (<mark>大阪</mark>ナンバー) ヘルプデスク 050-5540-2058

大阪主管事務所(<mark>なにわ</mark>ナンバー) 050-3816-1840 なにわ自動車検査登録事務所 (なにわナンバー) ヘルプデスク 050-5540-2059

和泉支所 (<mark>和泉・堺</mark>ナンバー) 050-3816-1842 和泉自動車検査登録事務所 (<mark>和泉・堺</mark>ナンバー) ヘルプデスク 050-5540-2060 近畿運輸局大阪運輸支局長 殿



貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33 条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称す	位びに代表者	の氏名及	び住	所(主たる	事務	所) 開	如	台予	定	∃	平成		年	月	日
ふりがな															
氏名又は名称 (主たる事務所の名称								(通称:	名:)	印	
代表者氏名														.,	
住 所 (主たる事務所の位置	<u>†</u>)														
電話番号															
	事 業	計画	の	内容(往原	斤と同じ場	 合	は、ロ	欄に	チェッ	クを入	れる)		
	営	業	所	の	1	名 称		及	び		位	置			
営業所名						位			置						
													□住前	斤に同じ	•
	事	業用		<u></u> 動	車		種	別	֖֝֞֞֞֞֞֞֞֞֞֞֞֜֜֞֞֞֜֜֜֞֜֜֞	ح_	の	数	stet	I — —	
	車両数	乗車定	貞		/	車両数	Į	乗車足	こ 負	_		車	両数	乗車	
軽(普通)	両		名	軽(霊枢	፯)		両		名	=	輪		両		名
	自	動車	車			位 置	及	文 び	収	容	能	力			
		位		置	Ì					営業所	fからの!	距離	収	容 能	カ
							主所	行に同じ	•			m			m [*]
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力															
		位		置	Ĺ								収	字 能	力
□住所に同じ m ^d															
運 送 約 款 (該 当 す る 口 欄 に チェックを 入 れ る)															
□ 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)															
□ 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)															
□ その他運送約款															
	Ē	 所属営業	所名	, 1		i	1000	 管理σ) 青石	-	名				
		77,7-11	771 =	-		~			J						
⋎⋥±A ⊏		≣ ⊞л													
建 制点	運輸局 支局長 殿														
	宣 誓 書														
凵 届出にか:	□ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。														
□ 届出にか	かる自動車	車庫の	上地	・建物は、	都市	卜計画法 :	等(の関係	法令に	こ抵角	見ない	ィニと	を宣誓	します	o
平	成 年	月		日											
						住	所								
						氏 (名和							印		

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄

経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。

2. 開始予定日の欄

事業を始める日を記入してください。

- 3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
- (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
- (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社〇〇運送)
- (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例:〇〇 運送)
- 4. 代表者氏名の欄

法人名義で事業を行う場合に、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役〇〇一郎)

- 5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
- (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
- (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
- 6. 電話番号の欄

連絡先となる電話番号を記入してください。

- 7. 営業所の名称及び位置
- (1)営業所名の欄

事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。

(記入例)

- ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは 〇〇運送といった記入が考えられます。
- 法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
- (2)位置の欄

当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「口住所に同じ」のところの口にレ点し、住所の記入を省略して結構です。

(3)営業所が複数有る場合の記入等方法

2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。

- 8. 事業用自動車の種別ごとの数
- (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。

注)種別のうち、

- ・軽(普通)とは、軽貨物自動車で霊柩及び二輪以外の自動車のことです。
- ・軽(霊柩)とは、軽貨物自動車で霊柩自動車のことです。
- ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
- (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。

- 9. 自動車車庫の位置及び収容能力
- (1)位置の欄

事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「口住所に同じ」のところの口にレ点し、 住所の記入を省略して結構です。

(2)収容能力の欄

車庫の面積を記入してください。

- (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
 - 2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
- 10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。

- 11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の口に レ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の口にレ点してください。なお、この場合は、 当該運送を添付することが必要となります。
- 12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄

上記営業所の名称を記入してください。

(2)運行管理の責任者氏名の欄

上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。

記載例

- ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
- ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
- (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。

13. 宣誓書

自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、 建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の 日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓 書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。 捨印

年 月 日

大阪運輸支局長 殿

住所 事業者名 代表者名 電話番号

(ET)

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

氏名又は名称

住所

代表者名(役職名及び氏名)

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類:別添のとおり

運賃及び料金:別添のとおり 適用方法:別添のとおり

5. 実施年月日

平成 年 月 日より実施

6. 変更を必要とした理由

法人の場合は実印 個人の場合は認印

近畿

提出する日

26 年 7月 1日

大阪運輸支局長 殿

住所 事業者名

|寝屋川市高宮栄町○○・

代表者名

電話番号 072-000

運賃料金設定届出書

法人の場合は実印 個人の場合は認印

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及 たので、下記のとおり提出します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

氏名又は名称

近畿 太郎

住所

寝屋川市高宮栄町○○一○

代表者名(役職名及び氏名) (法人の場合は役職・代表者名)

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類:別添のとおり

運賃及び料金:別添のとおり 適用方法:別添のとおり

5. 実施年月日

事業を始める日

平成26年7月2日より実施

6. 変更を必要とした理由

<貨物軽自動車運送事業運賃料金表>【見本】

1. 距離制運賃

運賃表

	<u></u>	14	
距離	運	賃	
10kmまで	1km当たりの単価	160 円	1,600 円
20kmまで	"		3,200 円
30kmまで	11		4,800 円
40kmまで	11		6,400 円
50kmまで	11		8,000 円
60kmまで	1km当たりの単価	130 円	9,300 円
70kmまで	11		10,600 円
80kmまで	//		11,900 円
90kmまで	//		13,200 円
100kmまで	11		14,500 円
100kmを超える	らもの1kmまで増すごとに	90 円	加算する

2. 時間制運賃

- 1日8時間とし1日貸切料金を14,400円とし1時間増すごとに
- 1,800円を加算する。
- 1時間未満の場合は30分増すごとに800円を加える

3. 諸料金

(1)待機時間料

待機時間料は30分までごとに800円とする。

(2)積込料又は取卸料

貨物の積込み又は取卸し時間15分までごとに400円とする。

(3)附帯業務料

荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、 貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦 持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に 伴う費用は実費として収受します。

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1. レントゲン機器・電子計算機等精密機器1個の価格が200万円以上のもの2. 宮みこし・仏壇・神仏像3. オルガン	1割以上の臨時の 約束による
	1. 生きた動物・鮮魚介類	2 割
特殊物件	2. 汚わい品	4 割
	3. 貴重品•高価品等	5割以上の臨時の約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さの1割を加えたもの重量100kg	3割以上の臨時の
または容積1立法际以上のもの	約束による

(3) 休日割増

	日曜祝祭日		2	割
--	-------	--	---	---

(4) 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3 割

5. 運賃料金の適用方法

- (1) 運賃は運賃料金に掲げてある金額またはこれに割増率を乗じた金額を 運賃料金表に掲げてある金額に加算した金額とする。
- (2) 運賃は1車1回ごとに計算し当該運賃料金に端数があるときは、20円は切捨てに、 30円以上は50円に、70円は50円に、80円以上は100円として計算する。
- (3) 貨物の長さ重量または容積が特に大きな時は所定の割増率を適用する。
- (4) 運賃距離は1車1回ごとの実も1程によるものとし経路が2途以上あるときは その最短となる経路のキロ程により計算する。
- (5) 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。 日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する運賃 × 0.2
- (6) 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。 深夜早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する運賃 × 0.3

事業用自動車等連絡書

※ 発行番号 第

号

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

発行日 平成 年 月 日 有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合(路線定期 ・ その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定 〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用 〕 その他〔レンタカー・()〕								
使 用 者 の 名 称 (事 業 者 名)		所属営	業 所 名						
使 用 者 の 住 所 (事業者の住所)		使用の本 (営業所	拠の位置 の位置)						
使用・廃止の別	使用しようとす.	る 自 動 車		廃 止 (減車・まつ消等) す	る自動車				
	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印·登録官印	旧 自動車登録	録番号(車両番号)	※登録完了印·登録官印				
自動車登録番号等									
(車両番号)	[型式]新車の場合(諸元表の写しを提示)								
	[車体番号]中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提	示)							
	① 自動車の年式 · · · · · H	 年式	① 自動車の)年式 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 年式				
	(旅客・貨物自動車とも) 乗車定員	人	(旅客•貨	物自動車とも) 乗車定員	人				
	② 旅 客 自 動 車・・・・・自動車の長さ	cm	② 旅 客 自	動 車・・・・・ 自動車の長さ	cm				
	③ 貨物自動車·····種別(普通·小型·	けん引・被けん引・特種・軽)	③ 貨 物 自	動 車 · · · · 種別(普通·小型·	・けん引・被けん引・特種・軽)				
	最大積載量	kg		最大積載量	kg				
	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分	割・相続・休止・廃止・取消し							
事案発生理由	事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・	他支局管内への移動 (運輸支局 →	運輸支局)]				
	使用者及び所有者の名称又は住所の変更	・使用の本拠の位置のみの	変更・自動車	登録番号のみの変更・その他	1()				
備考欄	*								
		1. この連絡書は、再発行し							
確認印及び	ll l			部門(企画輸送部門)に提出して					
担当官印				は諸元表、中古車の場合は車検					
				<u>いの原本若しくは写しを、提示し</u> なる。************************************					
±Δ `¥ ±π ==		4. 理絡書は、輸送部門(企) 自動車にあっては軽自動		確認を受けた後、登録関係書類	関に添えて登録部門、軽				
┃ 輸 送 部 門 ┃ (企 画 輸 送 部 門)		ります。 5. ※印欄は記入しないです		- (定山してく)に合い。					
		連絡先:			EL – –				

事業用自動車等連絡書 記載例:新規届出の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の 許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。 有効期限 発行の日から 1ヶ月

※ 発行番号 第 発 行 日 平成 年 月 日

昌	事業 等	手 の	種 別	旅客 〔 乗合(路線定期 貨物 〔 一般 ・特定 ・)]			
		業者名	i)	近畿〇〇村	朱式会社			所属営業	所名		本社		
(§	吏 用 者 (事業 ⁵	•		大阪府大阪市〇	〇町1-	2-3		使用の本拠 (営業所の		大阪府寝園	屋川市〇(○町4-5-6	6
ຢ	き用・	廃止	の別	使用しよ	うと	する	自 動	車		廃止(減車・まつ	消等)する	る自動車	
				※新自動車登録番号(車両番号) この欄には何も記入しな		* 1.\	※登録完	了印•登録官印	旧自動	車登録番号(車両番号	号) ※	登録完了印•	登録官印
l	動車を	ᅉᇶᇕ	₹早生	この欄には凹る記入しな	1167/20	201							
		可番号		【型式】新車の場合(諸元表の写し	を提示)								
				_〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の	原本若しくは写	しを提示)							
				S123V-456	789								
					Н		27		①自動車(の年式・・・ S	• H		年式
				- ②旅客自動車・・・乗車定員				人	②旅客自	動車・・・乗車定員			人
				自動車の	長さ			cm		自動車の長	きさ		cm
				 ③貨物自動車・・・種別(普	通•小型	・けん引	・被けん引	特種 (軽)	③貨物自	動車・・種別(普通・	小型・けん	√引∙被けん引・	特種・軽)
				┃ ■ 最大積載量		350		kg		最大積載量			kg
틕	事 案 多	美生	理由	※新規許可・新規届出・譲渡	譲受・合	并・分割	•相続•/	木止・廃止・取消	し				
				事業計画の変更〔増車・減	車・代替	• 営配 •	他支局管内	りへの移動(運輸支局→		運輸支局)	
				使用者及び所有者の名称又	は住所の変	変更・使	用の本拠の	の位置のみの変更	・自動車登	登録番号のみの変更・	その他()
	備	考	欄	*									
١,	rdo =30	ro T	7. 70	※確認印·担当官印		. —		と行しないので、取			\		
	確 認 担 当						-			画輸送部門)に提出して 中古車の場合は車検		_ 吽 牡 浴 祭 经言	元明士
	7 <u>=</u> =	і Б	⊢lı		3.					<u>中百単の場合は単模。</u> は写しを、提示して下さ		时不归空业	<u>证明音、</u>
	輸送	≦ 部	門		4.					では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。		登録部門(軽自	自動車に
	(企画	輸送剖	3門)					検査協会)に提出し	して下さい。				
					-			いで下さい。					
					発行元道	車絡先:		大阪運輸支局	輸送部門	(企画輸送部門) TE	EL 072	- 822 -	- 6733